

# 町の家計簿「決算」をお知らせします

町民の皆さまから納めていただいた町税をはじめ、国や県からの補助金など町の収入がどのように使われたのか、一般会計を中心に概要をお知らせします。

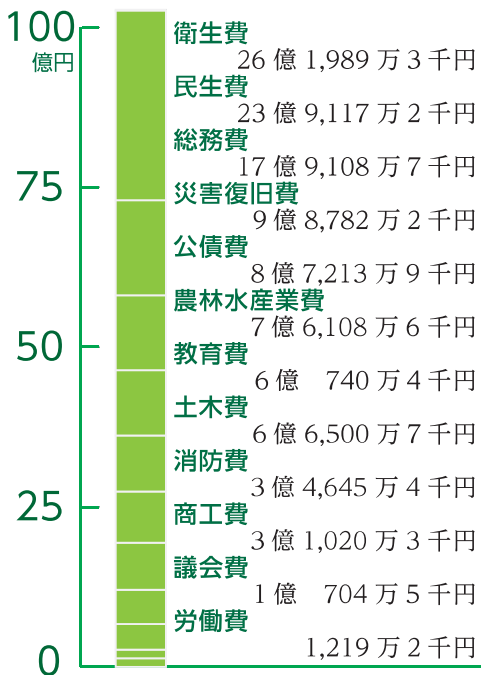
## 令和元年度 一般会計

一般会計は、町の財政の基本を示す家計簿といえるもので、税金などの「歳入」とその使い道である「歳出」から成り立っています。

令和元年東日本台風による災害の発生に伴い、歳入は前年度より60億6,051万7千円増の147億2,232万5千円となり、歳出は前年度より32億4,466万1千円増の114億7,150万4千円となりました。

### 歳出

114億7,150万4千円



### 歳入

147億2,232万5千円

#### 自主財源

町税 12億8,346万3千円  
 諸収入等 5億7,130万円  
 繰越金 2億6,496万5千円  
 繰入金 1億6,284万6千円  
 使用料等 8,119万7千円

#### 依存財源

地方交付税 68億4,204万1千円  
 国・県支出金 32億6,366万円  
 町債 18億5,307万3千円  
 地方譲与税 1億2,592万3千円  
 各種交付金等 2億7,385万7千円

### 歳出

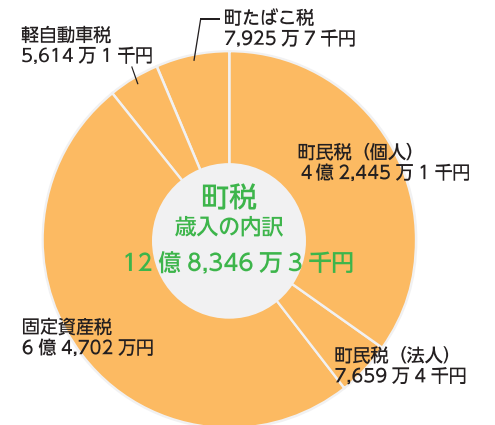
歳出は、前年度に比べ32億4,466万1千円増加しました。主な要因は、令和元年東日本台風に伴う災害復旧事業費等が9億7,257万6千円増の10億9,417万7千円になったことや、災害廃棄物処理委託料18億992万6千円を含む物件費が21億5,593万6千円増の33億1,362万7千円になったことなどです。

### 歳入

歳入は、前年度に比べ60億6,051万7千円増加しました。主な要因は、令和元年東日本台風による災害分を含め、地方交付税が31億5,054万7千円増の68億4,204万1千円になったことや、国県支出金が20億147万9千円増の32億6,366万円になったことなどです。

### 自主財源

自主財源は、町税や土地・建物の使用料などの町に直接入るお金のことをいいます。歳入に占める自主財源の割合が多いほど、町が財政を国や県に依存せず、経営できている事象を表しています。



#### 決算の用語説明

##### 町税

町に納められる税金で、全体の約90%が町民税と固定資産税です。

##### 繰入金

主に基金(貯金)を取り崩して行政サービスの経費に充てるものです。

##### 地方交付税

一定の行政サービスの水準を維持するために国から交付されるものです。

##### 国・県支出金

特定の事業を行う際に、その経費の財源として国・県から支出されるものです。

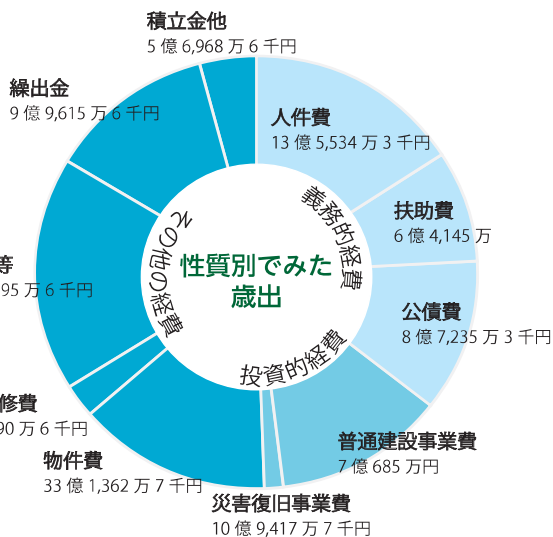
##### 地方譲与税

国税として徴収した税金を国から地方公共団体に譲与されるものです。

##### 町債

主に建設事業・災害復旧事業など資金として国や金融機関から借り入れるものです。

# 性質別にみた歳出



## 義務的経費

義務的経費は借入金の返済や社会保障制度に必要な支出、人件費などの、任意に削減できない支出のことを意味しています。

義務的経費の割合が増えると、新しい事業に支出することや、公共施設の整備を行うことが難しくなります。

## 投資的経費

投資的経費は公共施設の建設や道路整備など、施設が将来に残り、町の資本となるものへの支出です。災害復旧費も含まれます。

## その他の経費

その他の経費としては、備品購入費や委託料などの物件費、公共施設等の維持管理費、補助金や報償費等の補助費、一般会計から特別会計に支出される繰出金、各種基金への積立金等が挙げられます。

## 町の経常収支比率

88.9%

経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費と、これに施設の維持管理経費などを加えた経常的経費に対して、地方税、地方交付税といった経常的に収入される財源を、どの程度充てているかを見る比率です。

丸森町の財政状況は、経常収支比率が88.9%（前年度から0.4%増）となりました。宮城県内の町村平均は91.4%（平成30年度）となっており、100%を超える市町村は3団体、90%を超える市町村は28団体あり、近年は多くの団体で90%を超える状況にあります。

経常収支比率が低いほど自由に使えるお金が多くなります。反対に高くなるほど新しい事業や公共施設の整備など、投資的な経費に支出する財源の余裕が少なくなり、柔軟な財政運営が厳しくなります。

## 財政健全化法に基づいて

### 『健全化判断比率』および『資金不足率』を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、地方公共団体は毎年4つの指標（健全化判断比率）を公表することになっています。

財政の健全度を判断する指標として「早期健全化基準」と「財政再生基準」があり、比率が悪化した場合に、早期に財政健全化への取組みができるように、財政健全化計画・財政再生計画を策定し議会の議決を得て財政健全化に取り組む仕組みです。

令和元年度決算における「健全化判断比率（4つの指標）」及び「公営企業会計の資金不足比率」は以下のとおりです。

#### 健全化判断比率

健全化判断比率	丸森町の状況	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	赤字は発生していません	15%	20%
②連結実質赤字比率	赤字は発生していません	20%	30%
③実質公債費比率	11.8%	25%	35%
④将来負担比率	87.4%	350%	—

前年度に引き続き赤字は発生していません。実質公債費比率は11.8%で前年度の11.4%から0.4ポイント上がり、将来負担比率については、87.4%で前年度の80.1%から7.3ポイント上がっています。

#### 健全化を判断する4つの指標

##### ①実質赤字比率

一般会計等の実質収支額が赤字となった場合の標準財政規模に対する赤字額の比率

##### ②連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金不足・余剰額の合計が赤字となった場合の標準財政規模に対する赤字額の比率

##### ③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金（公債費）および公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値

##### ④将来負担比率

地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

#### 資金不足比率

公営企業会計については、資金不足は発生していません。（資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、議会の議決を得て経営健全化計画を定める必要があります。）

会計区分	丸森町の状況	経営健全化基準
水道事業会計	資金不足は発生していません	20.00%
病院事業会計		
公共下水道事業特別会計		
農業集落排水事業特別会計		
宅地造成事業特別会計		
工業団地造成事業特別会計		